

制限付一般競争入札の応募案内

(工事 郵便方式)

明石市財務室契約担当

この応募案内は、明石市財務室契約担当及び明石市水道局（以下「財務室契約担当」という。）の発注する工事の制限付一般競争入札（郵便方式）の参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載したものです。参加の前に必ずお読みください。

なお、他の契約種別（コンサルタント業務、業務委託、物品）又は入札方式（電子方式）で行う入札に関する応募案内は別に公表していますので、そちらを参照してください。

また、本文書の内容及び関係法令等の不知を理由として入札に関する異議を申し立てることはできません。

1 入札情報の公表方法

制限付一般競争入札（郵便方式）の入札参加要件、参加方法、契約条件等（以下「入札情報」という。）を次に掲げる方法で公表します。

- (1) 明石市ホームページの入札コーナー（以下「入札コーナー」という。）の「入札情報」の欄への掲載
- (2) 財務室契約担当の窓口における閲覧

2 入札参加に必要な書類（申請書等）の入手

入札参加に必要な書類は、入札コーナーの「提出書類等様式」の欄に掲載していますので、ダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードできない場合は、財務室契約担当でファイルをコピーしますので、あらかじめ財務室契約担当に電話連絡（078-918-5012）のうえ、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

3 設計図書等の入手

入札参加希望者は、設計図書・仕様書等（以下「設計図書等」という。）をホームページからダウンロードしていただく必要があります。詳しくは公告文中でお知らせいたします。

4 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、公告文で指定した期間内に設計図書等に関する質問書（指定様式）を財務室契約担当へファクシミリ（078-918-5153）により送付し

てください。設計図書等に関する質問書の様式は入札コーナーの「提出書類等様式」の欄に掲載しています。

質問に対する回答は、公告文で指定した日時に入札コーナーの「設計図書等に関する質問回答」の欄において公表します。また、財務室契約担当の窓口での閲覧も可能です。

5 入札参加の手続き

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札参加申請書、入札書（別途任意の封筒に封入）及び工事費内訳書（全て指定様式、以下「申請書類等」という。）に必要事項を記入し、代表者記名押印のうえ封かんしたものを、公告文で指定した期間内に下記により郵送してください。なお、公告文でその他施工実績調書等の提出を求めているものについては、必ずそれを同封してください。
- (2) 郵送方法は書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法で明石郵便局留としてください。なお、この場合の郵送料は、入札結果にかかわらず入札参加者の負担とします。申請書類等を財務室契約担当へ持参することは認めません。
- (3) 使用する封筒は、財務室契約担当の専用封筒（青色）としてください。専用封筒は財務室契約担当の窓口で無料配布します。なお、財務室契約担当の専用封筒以外の封筒を使用された場合は参加申請を無効としますので、ご注意下さい。
- (4) 提出した申請書類等は、引換え、書換え、撤回等を行うことはできません。
- (5) 入札参加希望者は、設計図書等に関する質問の有無にかかわらず、必ず質問に対する回答を入札コーナーの「設計図書等に関する質問回答」で確認した後、申請書類等を郵送してください。
- (6) 同じ開札日の複数の案件に参加を希望する場合、1つの案件ごとに1通の郵便（1枚の専用封筒に封入）として郵送してください。
- (7) 申請書類等及び技術資料の作成に要した一切の費用は、入札結果にかかわらず入札参加者の負担とします。
- (8) 提出した申請書類等及び技術資料は返却しないものとし、また、公表しません。

6 申請書類等の作成方法

申請書類等の作成にあたっては、次の事項に注意し作成してください。

- (1) 申請書類は、黒色のペン又はボールペンで記入してください。なお、黒色で印刷された申請書類及び黒色のスタンプの押された申請書類も可とします。ただし、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。
- (2) 申請者及び入札者の欄には、入札参加者の商号又は名称、当該事業所の代表者職氏名を記入し押印してください。支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記入しないでください。

- (3) 入札参加申請書の日付は、郵便局窓口持参日としてください。
- (4) 入札参加申請書の本文には、参加申請に関するもののほか、明石市税又は明石市水道局の水道料金の納付状況の確認についての同意や国税の完納及び指定暴力団員等に該当しない旨の誓約が記載されています。内容を十分に確認した上で、入札に参加が可能な場合にのみ送付してください。なお、内容の不知や不明を理由として、異議を申し立てることはできませんので、ご注意ください。
- (5) 入札書の日付は、開札年月日としてください。
- (6) 工事費内訳書の作成にあたっては合計金額を必ず入札金額と合致させてください。入札金額と合致していない場合、あるいは値引きの計上により入札金額と合致させている場合は無効となります。内訳書に不備があった場合も無効となる場合がありますのでご注意ください。
- (7) 入札専用封筒には、開札年月日、件名、入札者、配置予定技術者等を明記してください。

7 郵送する前の最終確認

郵送する前に、次の項目を十分点検してください。

- (1) 入札専用封筒
 - ① 開札年月日
 - ② 件名
 - ③ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
 - ④ 配置予定技術者の氏名
 - ⑤ 業者コード
- (2) 入札参加申請書
 - ① 日付（郵便局窓口持参日を記載）
 - ② 申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
 - ③ 届出使用印の押印
 - ④ 業者コード
 - ⑤ 工事番号
 - ⑥ 工事名
 - ⑦ 配置予定技術者の氏名及び資格（必ず、入札参加要件で指定している工種の主任技術者又は監理技術者資格を有している者を配置予定技術者としてください。）
- (3) 工事費内訳書
 - 正しく積算し、合計金額が入札金額と合致していること。
- (4) 入札書
 - ① 工事名
 - ② 入札金額（¥マークを記入してください。）

- ③ 日付（開札年月日を記載）
 - ④ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
 - ⑤ 届出使用印の押印
- (5) その他施工実績調書等の提出書類（ただし、提出を求めたものについてのみ同封すること。また、調書等の内容を証する書類の提出を求めた場合は、併せて同封すること。）

8 参加申請の無効

次の各号のいずれかに該当するものは無効の申請とします。

- (1) 持参、宅配便等で財務室契約担当に直接送致されたもの
- (2) 所定の専用封筒を使用しないもの
- (3) 書留等郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (4) 専用封筒の記載内容に誤字、脱字等があり意思表示が不明瞭であるもの
- (5) 発注情報で指定する必着日より後に明石郵便局に到着したもの
- (6) 郵便引取日当日、明石郵便局において財務室契約担当宛局留分として引渡しが行われなかったもの
- (7) 1枚の専用封筒の中に、複数の入札の申請書類等を同封したもの

9 入札の無効

- (1) 入札参加申請書、工事費内訳書又は入札書の提出がない入札
- (2) 同一の入札について、2以上の申請書類等を提出したもの
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印のない入札
- (4) 入札者の記名押印のない入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札参加資格審査の結果、入札参加資格のない者のした入札
- (8) 虚偽の申請により資格を得た者のした入札
- (9) 施工実績調書等の提出書類を要する旨を定めたものについて、申請書類等にそれが添付されていない入札
- (10) 予定価格を超える価格でした入札
- (11) 入札に関する条件に違反した入札
- (12) 開札日において、明石市電子入札システムに登録している経営事項審査の有効期限が切れた者がした入札

10 低入札価格調査制度、固定型最低制限価格制度

工事の制限付一般競争入札については、原則として全ての案件に低入札調査基準価格又は固定型最低制限価格を設けます。

固定型最低制限価格を下回る価格で入札に参加した場合は、入札は失格となります。

公告文の中で、予定価格及び低入札調査基準価格が公表されている案件について、低入札調査基準価格を下回る価格で入札に参加をする場合は、工事費内訳書（工種明細表、代価表、工事費内訳書等を含む）全項目の明細を、申請書類とともに、同一封筒内に封入のうえ送付する必要があります。入札参加資格審査で全ての参加要件を満たしていることが確認された落札候補者（最低金額での入札者）の入札金額が低入札調査基準価格を下回っているときは、落札決定を保留し、当該落札候補者により当該価格で、契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、その調査結果により落札者を決定します。なお、工事費内訳書（工種明細表、代価表、工事費内訳書等を含む）全項目の明細が申請書類とともに、同一封筒内に封入されていない場合は、入札が無効となります。

公告文の中で、予定価格及び低入札調査基準価格が公表されていない案件については、低入札調査基準価格を下回る価格で入札に参加した場合は、工事費内訳書（工種明細表、代価表、工事費内訳書等を含む）全項目の明細（以下「詳細な工事費内訳書」という。）を、提出する必要があります。入札参加資格審査で全ての参加要件を満たしていることが確認された最低金額での入札者（以下「落札候補者」という。）の入札金額が低入札調査基準価格を下回っているときは、落札決定を保留し、当該落札候補者により当該価格で、契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、その調査結果により落札者を決定します。したがって、対象業者には、契約担当者から詳細な工事費内訳書の提出を依頼する電話、メールによる連絡を行います。落札候補者は連絡のあった日の翌日の午後3時までに詳細な工事費内訳書を財務室契約担当（明石市役所本庁舎5階）へ持参してください。なお、連絡のあった日の翌日午後3時までに、特段の理由なく詳細な工事費内訳書の提出がなかった場合には、入札の無効及び指名停止（3か月）となりますのでご注意ください。

低入札価格調査にあたり、財務室契約担当から当該調査対象者に、関係書類の提出及び聴取り調査等への出席等、低入札価格調査への協力を要請することとなりますので、担当職員の指示に従ってください。

なお、特段の理由なく調査に協力しないなど、低入札価格調査に関して不誠実な行為があったときは、指名停止基準に基づき措置します。

11 国税の完納及び指定暴力団員等に該当しない旨の確認手続きについて

工事の制限付一般競争入札においては、「開札日の前日において、国税を完納していること。及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる項目のいずれにも該当しない旨の誓約をすること。」が必要

です。

この入札参加資格を確認するために、国税の完納に関する誓約及び自らが指定暴力団員等に該当しない旨の誓約を記載した入札参加申請書を必ず送付していただく必要があります。

開札後の入札参加資格審査では、送付していただいた入札参加申請書について、誓約内容等に不備が認められなければ、当該入札参加要件を満たしているものとして取り扱います。

その後、決定した落札者には連絡を行いますので、当該落札者は契約締結期限まで（落札決定の連絡を受けた日から起算して7日以内（当該期間の計算に当たっては、明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日は算入しません。）に、以下の「国税の納税証明書」と自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」を提出してください。

○国税の納税証明書（開札日の前日以降の日付のもの（写し（PDF形式を含む）でも可）に限ります。）

- ・ 個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）
- ・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）

○自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」
様式は明石市ホームページの「入札コーナー」から入手してください。

「明石市ホームページ」→「入札コーナー」

→「提出書類等様式」→「建設工事（市長部局用）」または「建設工事（公営企業管理者用）」

→「契約関連様式」

なお、契約締結期限までに上記の書類を提出できない場合は、落札決定の取消及び指名停止基準に基づく指名停止措置を行いますので、ご注意ください。

12 入札結果

開札終了後、開札結果（資格審査前の速報分）を入札室にて閲覧に供します。

資格審査等の結果、決定した最終的な入札結果は、決定後財務室契約担当の窓口にて閲覧に供するほか、入札コーナーの「入札カレンダー」の欄に掲載します。（資格審査又は低入札価格調査等に特に時間を要する場合を除く通常の場合は、開札日の翌日の正午を目途に最終的な入札結果を入札コーナーに掲載します。）

13 技術者の配置

工事の入札参加要件のひとつに配置する技術者に関するものがあり、公告文において「配置技術者の専任を求めている案件」と「配置技術者の専任を求めている案件」があります。

なお、営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていますので、特例として認められている場合を除き、工事現場に配置する監理技術者・主任技術者と兼務することはできません。

(ア)「配置技術者の**専任を求めている案件**」に入札参加する場合・・・

技術者1人につき**1件のみ**工事の配置技術者とすることができます。よって、①手持ち工事のない技術者を配置技術者としていただきます。また、②当該工事が竣工するまで他の工事の配置技術者となることはできません。

※① 既に手持ち工事のある技術者を配置予定技術者として入札参加した場合は無効な入札となります。

※② 他の工事に上記の技術者を配置予定技術者として入札参加した場合は無効な入札となります。

(イ)「配置技術者の**専任を求めている案件**」に入札参加する場合・・・

技術者1人につき「専任を求めている案件」を**計2件まで**兼任することができます。したがって、すでに2件の工事に配置されている技術者を、配置予定技術者として入札参加した場合は、無効となりますので、ご注意ください。

14 現場代理人の他工事との兼務

契約締結期限に提出する「配置技術者届書」において、現場代理人を記入する欄があります。現場代理人については設計金額（予定価格）が4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）の工事について現場代理人1人につき原則2件までの工事を兼務することができます。

ただし、「設計金額（予定価格）が4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）の工事」または「特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない旨の明示がある工事」については、当該工事以外の工事において現場代理人となることはできません。

15 技術者の変更

契約後に配置技術者を変更することは死亡、傷病又は退職等、真にやむをえない場合を除き、認めておりません。

ただし、契約締結日の前日までに発注者に申し出て、発注者が認めた場合に限り、応

札時届出の技術者（当該案件に係る入札の参加要件において配置予定技術者に求めている資格、実績等の条件を満たす者に限る。）について、変更できます。

【※落札した工事に係る入札が総合評価落札方式による場合は配置予定技術者を変更することは原則認めていません。】

お問い合わせ先 明石市総務局財務室契約担当

明石市中崎1丁目5番1号

TEL 078-918-5012 FAX 078-918-5153

令和5年4月1日改正